

地方創生テレワーク推進運動Action宣言ロゴマークについて

令和3年9月17日

令和4年1月1日 改正

内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局

内閣府地方創生推進室

内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局及び内閣府地方創生推進室（以下、併せて「事務局」といいます。）では、地方創生テレワークの推進を図るため、企業・団体等による「地方創生テレワーク推進運動Action宣言」への参加を呼び掛けています。

このたび、地方創生テレワーク推進運動Action宣言の取組を周知・広報し、広く認知していただくための一つの取組として、地方創生テレワーク推進運動Action宣言ロゴマーク（以下「ロゴマーク」といいます。）を作成しました。地方創生テレワーク推進運動Action宣言企業・団体等にロゴマークを活用いただくことにより、地方創生テレワーク推進運動Action宣言の取組を認知していただく契機とします。

ロゴマークの使用については、以下のとおり定めます。

1. ロゴマークについて

ロゴマークは原則、カラーで使用するものとします。ただし、カラーでの使用ができない合理的な理由がある場合には、モノクロでの使用も可とします。

2. ロゴマークの使用方法について

(1) ロゴマークを使用できる者

ロゴマークを使用できる者は、以下のとおりとします。

- ① 宣言企業・団体等
 - ② 上記①のほか事務局が使用を認める企業・団体等
- なお、使用に際し、事務局への申請は不要です。

(2) ロゴマークの使用目的・用途

ロゴマークの使用は、地方創生テレワークの推進又は地方創生テレワーク推進運動Action宣言の実施に関する啓発・広報に関わるものに限るものとします。

具体的には下記の例によります。

【使用可とする例】

- 地方創生テレワーク推進運動Action宣言に関する資料、ウェブサイト、イベント等（以下「資料等」といいます。）における使用
- 地方創生テレワークの取組に関する資料等における使用
- 「企業情報」、「投資家情報」、「CSR情報」その他活動報告等の宣言企業・団体等の経営や広報に関する資料等における使用
- （１）①に記載の宣言企業・団体等に所属する役員、従業員等の名刺における使用
- その他、事務局が認める使用

（３）ロゴマークの改変等の禁止及び文言の付記

ロゴマークは、原則として単体で使用するものとし、縦横の比率、色、図表及び文字の改変等を行ってはなりません。

ただし、ロゴマークの合理的なりサイズは可とします。

3. その他

- （１）ロゴマークに係る著作権等の知的財産権その他一切の権利は、全て事務局に帰属しています。
- （２）ロゴマークの管理事務は、事務局において行います。
- （３）事務局は、ロゴマークの使用方法・条件等について、必要に応じて見直すことがあります。

以上